

## 既存木造住宅の耐震補強に関する技術等の評価実施要領

平成 17 年（2005 年） 3 月 1 日制定  
平成 19 年（2007 年） 7 月 20 日改正  
平成 20 年（2008 年） 4 月 1 日改正  
平成 22 年（2010 年） 8 月 24 日改正  
平成 23 年（2011 年） 8 月 1 日改正  
平成 28 年（2016 年） 12 月 1 日改正  
平成 30 年（2018 年） 4 月 1 日改正  
令和 2 年（2020 年） 11 月 1 日改正

### 1 目 的

既存木造住宅の耐震補強について、民間等で研究開発された技術等の審査・評価を行うとともに、それら技術等の速やかな普及を図ることにより、既存木造住宅の耐震性の向上を促進することを目的とする。

### 2 評価の対象とする技術等

既存木造住宅の耐震性を向上させる技術等で、長野県住宅・建築物耐震改修総合支援事業の耐震補強の補助対象として有効な技術等とする。ただし、一般財団法人日本建築防災協会「住宅等防災技術評価制度（2004 年 11 月 1 日策定）」において認められた技術等を除く。

### 3 評価の方法

#### (1) 長野県建築物構造専門委員会

長野県建築物構造専門委員会（以下「委員会」という。）において、申請者から提出された申請内容について、特に設計マニュアル及び施工マニュアルに関して重点を置き意見の聴取を行う。

#### (2) 評価の申請

申請者は、申請書（別紙様式）に次の資料を添えて長野県建設部建築住宅課へ提出する。

##### ① 公的機関の性能についての評価又は認定書の写し

##### ② 設計に関するマニュアル

＜開発した技術を住宅に用いた場合の効果が定量的な形で表現できるような設計方法及び必要に応じて設計者に対する講習等の技術教育方法等について記述する。＞

##### ③ 施工に関するマニュアル

＜標準作業手順、材料の保管、施工機器の準備、各作業要領、検査方法、不合格の場合の処置方法、施工技術の講習等教育方法、施工体制等を記述する。＞

##### ④ 長野県内における施工体制の確立状況

##### ⑤ 住宅の所有者等に対する技術の内容、耐震性の向上に関する効果を的確に説明できる資料等の整備状況

##### ⑥ ①に該当しない場合は、公的機関等における試験結果報告書等

##### ⑦ その他事務局において、特に必要と認める資料

#### (3) 審査の期間

審査期間は、概ね3ヶ月以内とする。

#### 4 評価書

##### (1) 評価書の交付

委員会の意見聴取を踏まえ、事務局は、既存木造住宅の耐震性を向上させると評価された技術等について評価書を申請者に交付する。

##### (2) 評価書の有効範囲

評価書は、長野県住宅・建築物耐震改修総合支援事業の耐震補強の補助対象工法としてのみ取り扱うことができる。

##### (3) 評価書の取り消し

次の場合は、交付した評価書の一部又は全部を取り消す場合がある。

- ① 申請者が偽りその他不正な手段により評価書の交付を受けた場合
- ② 評価された技術等が適切に適用されていないなど、評価の取り消しをすることが必要と認めた場合

#### 5 評価の開始時期

平成28年12月1日から開始する。

#### 6 問合せ先

長野県建築物構造専門委員会

事務局：長野県建設部建築住宅課

住 所 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

電 話 026-235-7335

F A X 026-235-7479

E-mail kenchiku@pref.nagano.lg.jp